

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年9月30日

条例第46号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(平29条例23・令3条例30・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。

- 2 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワ

ークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(平28条例33・一部改正)

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(平28条例33・平29条例23・令3条例30・一部改正)

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第1項ただし書及び同条第2項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成28年条例第33号)

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

附 則 (平成29年条例第23号)

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則 (令和3年条例第30号)

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

附 則 (令和5年条例第21号)

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

(平28条例33・追加、令5条例21・一部改正)

機関	事務
1 市長	生活に困窮する外国人に対し生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年茅ヶ崎市条例第10号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	茅ヶ崎市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成3年茅ヶ崎市条例第26号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例(平成7年茅ヶ崎市条例第14号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

(平28条例33・旧別表第1繰下・一部改正)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	地方税法(昭和25年法律第226号)による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
3 市長	茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による

	<p>に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの</p>
4 市長	<p>茅ヶ崎市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税法の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p>
5 市長	<p>茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>茅ヶ崎市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p>

別表第3（第5条関係）

（平28条例33・旧別表第2繰下・一部改正）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
--------	----	--------	--------

教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
-------	--	----	---------------------